

お知らせ

令和2年11月16日
農 林 水 産 省

「Go To Eat キャンペーン事業」における
感染拡大防止策の強化について（お知らせ）

今月10日の新型コロナウイルス感染症対策分科会「緊急提言」では、「感染リスクが高まる「5つの場面」」として、「大人数、例えば5人以上の飲食では、感染リスクが高まる」ことが示されました。これを踏まえ、本日、GoToEat キャンペーン事業においても以下の対応を行うこととしました。

- ア) 食事券・ポイントの利用は、原則として「4人（子どもを除く）以下の単位」での飲食とする。
 - イ) 具体的な対応について、各地域における感染状況等を踏まえ、都道府県知事に早急な検討を要請する。
- ▷ この考え方の下、各地域における感染状況等を踏まえ、この制限を導入する都道府県においては、以下のような具体的な手法の導入を検討していただきたいと考えています。
- a) 事業参加飲食店には、利用客が「4人※以下の単位」になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループであっても利用客を物理的に分けること。
 - ※この人数制限は、飲食を伴う大人数の懇親会を念頭においており、乳幼児・子ども、高齢者の介助者、障がい者の介助者など、店舗での常識的な範囲での対応まで制限するものではありません。
 - ※家族について特例的な扱いをする場合には、都道府県においてその具体的な対応を検討して下さい。
 - b) 事業参加飲食店には、利用客全体に「4人以下の単位」での飲食を呼びかけ、協力いただけない方には食事券やポイントの利用を控えていただくこと。また、この旨を店頭などで周知すること。

- c) さらに、こうした制限を HP 等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券の販売やオンライン予約の際には、利用者から「4人以下の単位」での飲食についての同意を取ること※。

※〔同意取得方法の例〕

- ・食事券の場合は、対面販売時に、食事券を購入することでこの要件に同意したことになる旨の文書を配布。
- ・オンライン予約の場合は、一連の予約手続きの中に、この要件に同意する旨のチェックボックスを追加。

この開始時期については、都道府県の判断にもよりますが、感染拡大がみられる地域では3連休が始まる21日(土)から開始できることが望ましいと考えています。

その上で、それぞれの都道府県において対応が固まり、それを受けて準備ができた飲食店から順次対応して頂きたいと考えています。今後、都道府県とのやりとりが整い次第、その結果をお知らせさせていただきます。

飲食店及び消費者の皆様におかれましては、感染症予防対策への理解と協力をお願いいたします。

お問合せ先

食料産業局 Go To Eat キャンペーン準備室

ダイヤルイン：03-6744-0500